

令和6年9月30日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料

(令和6年9月26日付託分)

環 境 農 政 局

目 次

令和6年度9月補正予算

- I 令和6年度9月補正予算総括表【環境農政局関係】…………… 1
- II 令和6年度9月一般会計補正予算歳出の事業
【環境農政局関係】…………… 2
- III 令和6年度9月一般会計補正予算継続費について
【環境農政局関係】…………… 3

議案（条例その他）

- IV 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要…………… 4
- V 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要… 5
- VI 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の
概要…………… 6

I 令和6年度9月補正予算総括表【環境農政局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科 目	令 和 6 年 度			備 考
	6月現計 予 算 額 A	9月補正 予 算 額 B	9月現計 予 算 額 C=A+B	
(款) 環 境 費	16,580,077	—	16,580,077	
(項) 環 境 管 理 費	14,312,141	—	14,312,141	
(項) 環 境 保 全 対 策 費	964,904	—	964,904	
(項) 自 然 保 護 費	1,303,032	—	1,303,032	
(款) 農 林 水 産 業 費	17,268,867	4,000	17,272,867	
(項) 農 業 費	1,998,404	4,000	2,002,404	
(項) 畜 産 業 費	802,202	—	802,202	
(項) 農 地 費	2,565,829	—	2,565,829	
(項) 林 業 費	9,917,597	—	9,917,597	
(項) 水 産 業 費	1,984,835	—	1,984,835	
(款) 災 害 復 旧 費	520,000	—	520,000	
(項) 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	520,000	—	520,000	
一 般 会 計 計	34,368,944	4,000	34,372,944	

(特別会計)

特 別 会 計 計	10,034,059	—	10,034,059	
-----------	------------	---	------------	--

環 境 農 政 局 計	44,403,003	4,000	44,407,003	
-------------	------------	-------	------------	--

Ⅱ 令和6年度一般会計9月補正予算歳出の事業【環境農政局関係】

7 款 農林水産業費 1 項 農業費

①・ 国際園芸博覧会出展事業費 4,000千円

GREEN×EXPO 2027への出展に向けて、庭園や展示施設の設計及び工事を実施するとともに、屋外演出及び屋内展示の企画・制作を行う。

Ⅲ 令和6年度一般会計9月補正予算継続費について【環境農政局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(追加)

款 項 事業名	全 体 計 画					前前年 度 末 までの 支出額	前年度 末まで の支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 まで の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継続 費の 総額 に対 する 進捗 率	
	年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一 般 財 源
			特 定 財 源									
			国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他							
7 農林水産業費	6	千円 4,000	千円 -	千円 -	千円 -	千円 4,000	千円 -	千円 4,000	千円 4,000	千円 -	% 0	
1 農業費	7	736,000	-	-	-	736,000	-	-	-	736,000	-	
国際園芸博覧会 出展事業費	8	862,000	-	-	-	862,000	-	-	-	862,000	-	
計		1,602,000	-	-	-	1,602,000	-	-	4,000	4,000	1,598,000	0

IV 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部改正に伴い、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の設置目的を変更するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の設置目的に規定している諮問事項について、神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）の規定による事業活動温暖化対策計画書等の内容の改善を求めることを、条例に基づく事業活動温暖化対策計画書に係る実績報告書等の評価や、地球温暖化対策の推進等に関する重要事項等に改める。（別表関係）
- (2) 同審査会の設置目的に意見を建議する規定を追加するため、「報告する」を「報告し、又は意見を建議する」に改める。（別表関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

V 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

事業活動における温室効果ガスの排出削減対策を促進するため、事業者による脱炭素化の取組を県が評価する仕組みを導入するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 事業者による脱炭素化の取組を県が評価する仕組みの導入等

ア 県が、事業者による脱炭素化の取組を評価し、評価結果を公表する仕組みを導入する。（改正後の第16条関係）

イ 提出様式の統廃合等を行う。（第11条、第14条及び第15条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第12条、第13条、第16条、第17条及び第55条関係）

(2) その他所要の見直し

ア 事業者の事業所等への実地調査について、県職員等の立入権限に関する規定を設ける。（第17条関係）

イ 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会について、2(1)アの評価を行う場合に意見を聴取するなど、その所掌事項を見直す。（改正後の第54条関係）

ウ 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録に係る規定を削除する。（第49条～第52条関係）

エ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理する。（第8条関係）

オ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第53条、第54条、第56条、第57条、第59条及び第60条関係）

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前に、改正前の条例に規定する事業活動温暖化対策計画書を提出した場合における改正前の条例（第2章第2節及び第55条に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

VI 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

令和5年度に行った条例の見直しに伴い、化学物質対策に関する報告制度の手続きの合理化を図るとともに、事業所からの化学物質の漏えい等防止を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 化学物質管理目標報告制度の合理化

報告を求める内容を、第一種指定化学物質の名称、取扱量、用途、管理目標、目標達成状況から、第一種指定化学物質の名称、取扱量、用途のみに改める。（第42条関係）

(2) 化学物質自主管理状況報告制度の合理化

指定事業所（公害発生の蓋然性の高い事業所）に3年に1度報告を求めているが、化学物質の使用等がない指定事業所については、初回の報告以後、新たに使用等するまでの間、報告義務を課さないこととする。（第42条の3関係）

(3) 化学物質管理計画書の作成等の義務化

第一種指定化学物質を適正に管理するための措置を記載した管理計画書の作成等を、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の対象事業者に義務付ける。（改正後の第42条の4関係）

(4) その他所要の規定の整備（目次、第110条の2関係）

3 施行期日

令和7年4月1日